

(総務委員会)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(

閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成二十三年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する必要があることから、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の適用期限(現行 平成二十三年三月三十一日)を十年間延長し、平成三十三年三月三十一日までとするとともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、同法律の対象事業から除くこととしようとするものである。